

市職員の給与を公表します

白根市職員の給与の実態を市民のみなさんに知っていただくため、その内容について公表します。

① 人件費の状況 (一般会計決算)

区分	職員数(期末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)60年度の人件費率	
61年度	62,331	35,171人	6,180,351千円	5,877千円	2,000,413千円	32.4%	30.9%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	1人当たり給与費(B/A)
62年度	373人	992,119千円	129,159千円	413,114千円	1,534,392千円	4,114千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改善分は含まれていません。

③ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (昭和62年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
白根市	228,709円	262,751円	40歳3か月	167,850円	181,155円	44歳9か月
新潟県	249,957円	289,851円	39歳6か月	251,528円	279,143円	46歳8か月
国	236,872円		39歳6か月	215,689円		47歳5か月

(注) 昭和61年4月1日現在における白根市の一般行政職の給与水準は国家公務員のそれを100としたラスパイレス指数でみると94.6になっています。県内の20市平均指数98.4を下回っています。

④ 職員の初任給の状況 (昭和62年4月1日現在)

区分	学歴	白根市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給月額	初任給	採用2年経過日給月額
一般行政職	大学卒	115,900円	128,100円	I種121,600円 II種115,900円	I種142,300円 II種128,100円
	高校卒	97,800円	104,100円	97,800円	104,100円
技能職	高校卒	95,600円	101,800円		104,100円
労務職		85,200円	90,400円		

⑤ 一般行政職の級別職員数の状況 (昭和62年4月1日現在)

区分	級別									計
	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
職員数	13人	8人	46人	33人	139人	43人	6人			288人
構成比	4.5%	2.8%	16.0%	11.4%	48.3%	14.9%	2.1%			100%
参考	1年前の構成比	4.8%	3.1%	14.0%	12.7%	45.9%	15.1%	4.1%	0.3%	100%
	5年前の構成比			12.1%		29.7%	39.2%	17.7%	1.3%	100%

(注) 1. 白根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3. 5級、7級は昭和60年度の給与改定により新設された級です。

⑥ 昇給期間短縮の状況

区分	職員数		合計	一般行政職	技能労務職
	(A)	(B)			
61年度	職員数	6人	354人	292人	62人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	6人	6人	4人	2人
	比率(B)/(A)	1.7%	1.7%	1.4%	3.2%
60年度	職員数	10人	365人	294人	71人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	10人	10人	4人	6人
	比率(B)/(A)	2.7%	2.7%	1.4%	8.5%

⑧ 職員手当の状況

区分	白根市			国		
	期勤	末勤	手当	期勤	末勤	手当
期勤	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
末勤	(昭和61年度支給割合)			(昭和61年度支給割合)		
	21.0月分 28.875月分			21.0月分 28.875月分		
	動続25年			動続25年		
	33.75月分 44.55月分			33.75月分 44.55月分		
手当	47.5月分 62.7月分			47.5月分 62.7月分		
	最高限度額			最高限度額		
	60.0月分 62.7月分			60.0月分 62.7月分		
	その他の加算措置			その他の加算措置		
退職	定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
	(2%~20%加算)			(2%~20%加算)		
	退職時特別昇給 原則1号給			退職時特別昇給 原則1号俸		
	一般職員 1人当たり 平均支給額 13,579千円					

(注) 1. 昭和62年6月期の期末手当及び勤勉手当も昭和61年度と同様の支給割合で支給しました。
2. 退職手当の支給率は昭和62年4月1日現在のもので、1人当たり平均支給額は昭和61年度に退職した職員に支給された平均額です。

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	38.7%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	14,714円	
	手当の種類(手当数) 13	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	保母手当 税務調査手当 福祉手当 自動車運転手手当 保健婦手当
	多くの職員に支給されている手当	保母手当 除雪作業手当 税務調査手当 用地買収交渉手当 滞納処分手当

区分	支給総額	
	61年度	31,124千円
時間外勤務手当	職員1人当たり支給年額	83千円
	60年度	23,121千円
	職員1人当たり支給年額	59千円

⑨ 特別職の報酬等の状況

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 各4,500円 ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は10,000円 その他の扶養親族1人につき1,000円	同じ
住居手当	借家 月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高15,000円(家賃の額が31,500円以上の場合)まで支給している。 自宅 1,000円、ただし、住宅を新築購入した場合5年間は2,500円	同じ
通勤手当	交通機関利用者 負担している運賃の額に応じて最高24,000円(運賃の額が28,000円以上の場合)まで支給している。 交通用具使用者 片道の使用距離に応じ、2,000円(2km以上5km未満)から最高9,600円(通勤不便者で20km以上)まで支給している。	同じ

区分	月額	(昭和62年4月1日現在)
給料	市長	600,000円
	助役	471,000円
	収入役	418,000円
報酬	議長	252,000円
	副議長	207,000円
	議員	191,000円
期末手当	(昭和61年度支給割合)	
	市長	6月期 1.4月分
	助役	12月期 1.9月分
	収入役	3月期 0.5月分
手当	計 3.8月分	
	(昭和61年度支給割合)	
	議長	6月期 1.4月分
	副議長	12月期 1.9月分
	議員	3月期 0.5月分
	計	3.8月分